

## 子どもみんなプロジェクト会計規約

### 第1条（会計原則）

会計処理は、法令上の定め、文部科学省初等中等教育局によるいじめ対策・不登校支援等推進事業の委託契約規程及び子どもみんなプロジェクト規約によるほか、本規約の定めるところによる。

### 第2条（会計予算）

子どもみんなプロジェクトの取り組み推進に関わる経費については、文部科学省初等中等教育局によるいじめ対策・不登校支援等推進事業より、脳科学・精神医学・心理学等と学校教育の連携の在り方に関する調査研究事業として委託された予算及び各団体の研究費より支払うものとする。

### 第3条（会計申請）

子どもみんなプロジェクトの取り組み推進に関わる所要経費の予算計画については、子どもみんなプロジェクト企画運営協議会事務局が作成し、子どもみんなプロジェクト企画運営協議会会長の承認を得た後、所定の用紙により、基幹大学であるところの大阪大学大学院連合小児発達学研究科の名前で文部科学省初等中等教育局へ申請し、受理されなければならない。

### 第4条（会計委託）

子どもみんなプロジェクトの取り組み推進に関わる所要経費については、委託された大阪大学大学院連合小児発達学研究科より、子どもみんなプロジェクトに参加する団体へ再委託することができる。なお、再委託する場合は、第3条に基づいて手続されなければならない。

### 第5条（会計年度）

子どもみんなプロジェクトの取り組み推進に関わる所要経費の会計年度は、委託契約締結年月日より翌年3月31日までとする。

### 第6条（会計の報告）

子どもみんなプロジェクトの取り組み推進に関わる所要経費については、会計年度末までに所定の用紙にて子どもみんなプロジェクト企画運営協議会及び文部科学省初等中等教育局に報告されなければならない。

### 第7条（会計科目）

子どもみんなプロジェクトの取り組み推進に関わる諸経費は、会議、調査研究、イベント開催などの目的において、以下の用途で使用することができる。

- (1) 諸謝金
- (2) 旅費
- (3) 借損料
- (4) 印刷製本費(報告普及費)
- (5) 消耗品費
- (6) 図書購入費
- (7) 会議費
- (8) 通信運搬費
- (9) 賃金
- (10) 雑役務費
- (11) 保険料

- 2 子どもみんなプロジェクトの取り組み推進に関わる事業等を、連携教育委員会が行う場合、受益者負担等の原則から、研修講師、プログラム及び教材等の必要経費については連携教育委員会が負担するものとする。

#### 第8条（会計の執行）

子どもみんなプロジェクトの取り組み推進に関わる所要経費の予算執行については、予算計画に基づき、委託先であるところの大阪大学大学院連合小児発達学研究科及び再委託先の団体の会計規約に準じて執行されるものとする。

#### 第9条（会計執行の手続き等）

子どもみんなプロジェクトの取り組み推進に関わる所要経費の予算執行にあたっては、予算計画に基づいて、所定の書式（支出負担行為決議書）により子どもみんなプロジェクト企画運営協議会事務局に申請し、事務局長の決裁を得るものとする。ただし、予算執行その他必要と認める場合は、その権限の一部を事務参事に委任することができる。

- 2 再委託先の団体が予算執行を行う場合は、その団体の会計規約に基づいて処理してもよいものとする。ただし、執行状況については定期的に子どもみんなプロジェクト企画運営協議会事務局へ報告しなければならない。
- 3 やむを得ず、予算計画と異なる予算執行を行う場合及び高額（50万円以上）な予算執行の変更を行う場合は、子どもみんなプロジェクト企画運営協議会事務局会議で検討し、事務局長の許可を得るものとする。

#### 第10条（決算）

事務局長は、予算執行に関する事務を完了した時は、速やかに決算書を作成し、証拠書類を添付して、子どもみんなプロジェクト企画運営協議会会長に提出しなければならない。

#### 第11条（その他）

この規約に定めるものの他、子どもみんなプロジェクトの運営上必要な事項は、会長が別途定めるものとする。

付則 この規約は平成29年5月11日から実施する。

以上(以下余白)